

やまなしエコティーチャー派遣制度のご案内

～環境についての勉強会をしてみませんか～

山梨県では、県民の皆さまの環境の保全及び創造に関する知識の普及啓発及び意欲の増進を図るため、「やまなしエコティーチャー」の派遣を行います。

これは、環境保全の分野において専門的な知識や豊富な経験を有する方々を「やまなしエコティーチャー」として登録し、希望に応じ、地域における研修会・講演会などに講師として派遣する制度です。

現在、やまなしエコティーチャーとして、自然環境分野18名、生活環境分野27名の環境に関するエキスパートが登録されています。

ぜひ、やまなしエコティーチャー派遣制度をご活用ください。

※やまなしエコティーチャー登録者は、県森林環境総務課のHPからご覧いただけます。

URL:<http://www.pref.yamanashi.jp/sinkan-som/49755356979.html>

☆派遣対象☆

地域活動グループ、自治会、学校・PTAなどが主催する、自然保護、環境美化、ごみ減量、リサイクル、省資源・省エネルギーなどの環境保全活動や地球環境問題等に関する研修会、講演会、体験講座、観察会などです。

☆費用の支払い☆

やまなしエコティーチャーの派遣にかかる経費（謝金、旅費）は山梨県が負担します。



↓↓↓ 詳しくは裏面をご覧ください。 ↓↓↓

やまなしエコティーチャー派遣制度ってどんな制度？

環境保全の分野において専門的な知識や豊富な経験のある方々を登録し、地域における研修会、講演会、学校の環境教育等に講師として派遣する制度です。やまなしエコティーチャーとして、自然環境・生活環境の分野で現在45名が登録されています。

やまなしエコティーチャー派遣制度はどんな時、利用できるの？

- (1) 地域活動グループ、自治会、学校・PTA、その他各種団体などが主催する研修会・講演会等が対象です。
- (2) 研修会・講演会等の内容は自然保護、環境美化、ごみ減量、リサイクル、省資源・省エネルギーなどの環境保全活動及び地球環境問題に関する研修、観察会等です。
- (3) 参加者数はおおむね30名以上とします。ただし、研修会・講演会等の内容によって変わってきますので、ご相談ください。
- (4) 主催者が同一である研修会等への派遣は、同一年度において2回までとします。

やまなしエコティーチャー派遣制度の手続きは？

やまなしエコティーチャーの派遣を希望する団体等は、実施の14日前までに団体等の所在地を所管する林務環境事務所環境課に連絡をしてください。県の窓口として、詳しい手続きについて説明します。また、詳しいやまなしエコティーチャーの名簿も用意してあります。

申請書、実施報告書などの様式は県のホームページからダウンロードできます。

やまなしエコティーチャー派遣制度の費用はどうなるの？

やまなしエコティーチャーへの謝金・旅費は、県（林務環境事務所）が直接やまなしエコティーチャーに支払います。これ以外の教材費や講師、参加者の保険料などは主催者の負担となります。

問い合わせ・申請書の提出先は？

中北林務環境事務所(北巨摩合同庁舎内) 〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4

TEL 0551-23-3090 E-mail ch-rinmuk@pref.yamanashi.lg.jp

峡東林務環境事務所(東山梨合同庁舎内) 〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1

TEL 0553-20-2739 E-mail kt-rinmuk@pref.yamanashi.lg.jp

峡南林務環境事務所(西八代合同庁舎内) 〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1

TEL 055-240-4141 E-mail kn-rinmuk@pref.yamanashi.lg.jp

富士・東部林務環境事務所(南都留合同庁舎内) 〒402-0054 都留市田原三丁目3-3

TEL 0554-45-7811 E-mail ft-rinmuk@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県森林環境部森林環境総務課（問い合わせのみ）

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1

TEL 055-223-1657 FAX 055-223-1636

E-mail sinkan-som@pref.yamanashi.lg.jp

